

環境保全課からのおしらせ

新ルール掲載の平成23年版 「ごほくるーる」を発刊します

7月1日から「スプレー缶類」と「ライター」が「不燃ごみから資源ごみ」になり、収集方法が変わりました。

この変更で、ごみの分別種類は13種17品目から14種18品目になりました。みなさんのご協力により、ごみは資源として再度活用することが出来ます。「ごほくるーる」によるごみの分別を徹底し、美しい環境を守っていきましょう。
なお、今回の収集方法変更など

により、「平成23年版 ごほくるーる」を発刊することになりました。ごみを処分する時は、新しい「ごほくるーる」をご確認いただき、分別にご協力をお願いします。



注意!! 不燃ごみの出し方

不燃ごみ全てを米袋などに入れ、それを不燃ごみ指定袋に入れて出されるケースが見受けられます。

このような場合、収集業者が中身を確認することができないため、イエローカードを貼り、収集しないこともありますので、二重袋で出さなうください。

不燃ごみは割れ物や鋭利な物も多いため、危険物は紙に包むなどの安全措置をした上で、不燃ごみ指定袋に入れることになっています。

スプレー缶類・ライターの 誤った出し方が重大事故に

先日、伊香クリンプラザで、ガスセット缶やスプレー缶が原因と思われる、大きな爆発事故が発生しました。幸い、ケガ人が出ることなく、施設が大きく破損するにいたりませんでした。一歩間違えば命に関わる重大な事故になることでした。

今一度、スプレー缶類等の危険性をご認識いただき、必ず穴をあけた上で資源ごみの日に出してください。

お問い合わせ

市 経済環境部 環境保全課(伊吹庁舎)
湖北広域行政事務センター 業務課

☎58-2230 ☎58-1630
☎62-7143

環境保全課からのおしらせ

野外焼却(野焼き)禁止に ご協力ください!



「近所で草木を燃やして煙たい」
「窓が開けられない」
「洗濯物に臭いがついて困る」
など、野外焼却(野焼き)は、周囲への迷惑や有害物質の発生、火災の原因となります。

例外※とされることであっても、周囲の生活環境に悪影響となるような野外焼却(野焼き)はやめましょう。構造基準を満たさない小型焼却炉での焼却、ブロック積み焼却、穴を掘った焼却は、野外焼却(野焼き)と同じですので、行わないでください。

やむを得ず軽微な焼却をする場合は、ご近所の理解を得て迷惑がかららないようにし、火が消えるまでその場から離れないでください。

※家庭から出たごみ、会社から出たごみなどの種類に関わらず、野外での焼却は、一部の例外を除き、法律によって禁止されています。また、廃棄物を焼却しようとするときは、環境省令で定める構造・方法で焼却する必要があります。
※違反した場合は「5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはこれらの併科」に処せられます。

※例外として認められる場合

- ・国や地方公共団体が施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・焚き火など日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(タイヤ、廃ビニール(農業用含む)、プラスチック類は、黒煙や悪臭が激しく発生するため、例外の場合でも焼却できません)

お問い合わせ 市 環境保全課(伊吹庁舎) ☎58-2230 ☎58-1630